

# テロ防止に「共謀罪」？ 政府が通常国会に組織犯罪処罰法改正案提出

政府は一月二〇日から始まる通常国会に「組織犯罪処罰法改正案」を提出することを明らかにしています。「共謀罪」を新設するための法案改正です。「共謀罪」とは、「具体的な犯罪について、2人以上の者が話し合っで合意することだけで処罰することができる犯罪」のことで、これまで、「二〇〇三年、〇四年、〇五年に法案提出がされたものの、数々の問題点が指摘され廃案になっている法案です。

## 「一般の方々が対象になることはあり得ない」

一月六日の記者会見で菅官房長官は「政府が検討しているのはテロ等準備罪であり、従前の共謀罪とは別物だ。犯罪の主体を限定するなど（要件を絞っているため）一般の方々が対象になることはあり得ない」と述べ

ました。一方で、一二日には公明党の山口代表は、必要性に理解を示す一方、国会への提出に向けては、法案の内容などを政府与党間で十分に調整する必要がありという考えを示しています。このことからわかるように、これまで「共謀罪」としていたものを厳格化したものが「テロ等準備罪」であり、一概にテロ対策のためだけとは言えない現状があるようです。

## 「共謀罪」とは…？

過去に国会に提出され、廃案になった政府の共謀罪法案では「団体の活動」の共謀の処罰が可能でした。団体とは、市民活動団体や労働組合、会社組織などが含まれます。例えば、労働組合がストライキをして、その際に工場のロックアウトを計画したりすれば、逮捕監禁罪の共謀罪が成立し得る…とされています。

菅官房長官の記者会見の言葉「一般の方々」が、どんな人々のことをさすのか。例えば、「政府の意に反する人々は『一般の人々に』ではない」ということになれば、検挙されてしまうということも起こり得るのかもしれない。

## 「成立なしに五輪開けない」

安倍首相は一〇日、共同通信社のインタビューに答えて（法案成立がなければ）テロ対策で各国と連携する国際組織犯罪防止条約が締結されず「東京五輪が開催できない」と指摘しています（一月一日東京新聞）。これに対し、日弁連は「法案は条約締結に必要な範囲を超えている」と指摘しています。東

京五輪が3年後に近づいてくる中で、法案審議には注視しなければなりません。  
**国会を見よう！**

通常国会が始まり、様々な議論が行われます。ニュースや新聞に意識を向けて、現在の日本はどこに向かっているのかというのをしっかりとつかみ合いたいものです。「共謀罪」の問題点は、まだまだ書ききれません。私たち市民の権利が脅かされることはあってはなりません。だからこそ、この冬の通常国会の動きを見て、考えていくことを呼びかけます。

今回の記事作成に際し下記の記事を参考にしました。

- ◆「合意したら犯罪？合意だけで処罰？-日弁連は共謀罪に反対します-」  
[http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/kokusai\\_keiji/data/kyobozai\\_leaflet\\_5.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/kokusai_keiji/data/kyobozai_leaflet_5.pdf)
- ◆時事ドットコム「共謀罪『一般人は対象外』=菅官房長官」  
2017/01/06  
<http://www.jiji.com/jc/article?k=2017010600415&g=pol>
- ◆NHKニュースウェブ「公明 山口代表 テロ等準備罪新設法案は十分調整を」  
<http://www3.nhk.or.jp/news/html/20170112/k10010836881000.html>
- ◆東京新聞1月11日朝刊『「成立なしで五輪開けない」共謀罪 首相、インタビューで強調』